



平成 30 年 6 月 28 日
第六管区海上保安本部

海の事故ゼロキャンペーンの実施について ～海難ゼロへの願い～

海の月間の時期に合わせ、全国一斉に「**海の事故ゼロキャンペーン**」が実施されます。第六管区海上保安本部においても、官民一体となって、瀬戸内海・宇和海地方における同キャンペーンを推進し、周知・広報活動、安全指導等を強化して実施します。

1 実施期間

平成 30 年 7 月 16 日（月）から 7 月 31 日（火）までの 16 日間

2 運動の趣旨

海運、漁業、マリンレジャーに関わる方はもとより、広く国民に、海難防止について関心を持ち、理解を深めてもらうため、上記期間全国一斉に、官民関係者が一体となり「海難ゼロへの願い」をスローガンに海難防止キャンペーンを実施するものです。

第六管区海上保安本部においても、29の官民関係団体で構成された「海難防止強調運動瀬戸内海・宇和海地方推進連絡会議」（別紙参照）で策定された計画に基づき、次項のとおり重点事項を定め、瀬戸内海・宇和海地方における同運動を推進し、周知・広報活動、安全指導等を強化して実施します。



キャンペーンポスター

3 重点事項

(1) 小型船舶の海難防止

第六管区海上保安本部管内では、過去 5 年間（平成25年～平成29年）の全船舶海難隻数（1,876隻）のうち、約 7 割に当たる 1,292 隻がプレジャーボートなどの小型船舶によるもので、マリンレジャーが活発となる夏季（7 月、8 月）に海難が多く発生しています。海難の種類は、バッテリー不良や燃料欠乏による運航阻害、整備不良などによる機関故障が多くを占めていることから、この種の海難を未然に防止するため、「発航前点検の徹底」及び「整備士などプロによる定期的な点検・整備の励行」を促進します。（資料 1（1）、（2）参照）

また、万が一の故障の発生に備えた救助支援者の確保を定め、自助、共助の安全文化の醸成を図る「自船の安全確保 3 か条」についてもあわせて推進します。

(2) 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

第六管区海上保安本部管内では、過去5年間の全船舶海難隻数のうち、約5割に当たる944隻が衝突又は乗揚げを起こした船舶です。更に、このうち(944隻)の5割以上に当たる493隻が、見張り不十分を原因とするものであったことから、この種の船舶事故を未然に防止するため、「常時適切な見張りの徹底」を促進します。

また、船舶同士の衝突においては、船舶間でのコミュニケーションが不十分であることがうかがえるため、次の事項などを促進します。(資料 1 (3) 参照)

- ア 早めに相手船に分かりやすい動作を取る
- イ 国際VHFの常時聴守や汽笛信号の活用
- ウ 行き先や速力等が分かるAIS(船舶自動識別装置)情報の活用と正しい情報の入力

(3) 「自己救命策確保3つの基本プラス1」の普及推進

第六管区海上保安本部管内では、過去5年間(平成25年~平成29年)の船舶からの海中転落者125人のうち、死亡、行方不明者数は68人でこのうちの約9割がライフジャケットを着用していませんでした。海中転落した乗船者の生存率を高めるためには、「海上に浮く」ことと「速やかな救助要請」が必要不可欠であり、そのために必要となる次の事項について、普及を推進します。(資料 2 参照)

- ア ライフジャケットの常時着用
- イ 連絡手段の確保(防水パック入り携帯電話等)
- ウ 海の緊急通報用電話番号「118番」の有効活用
- エ 家族等へ帰る時間を伝えておくこと ・ ・ プラス1

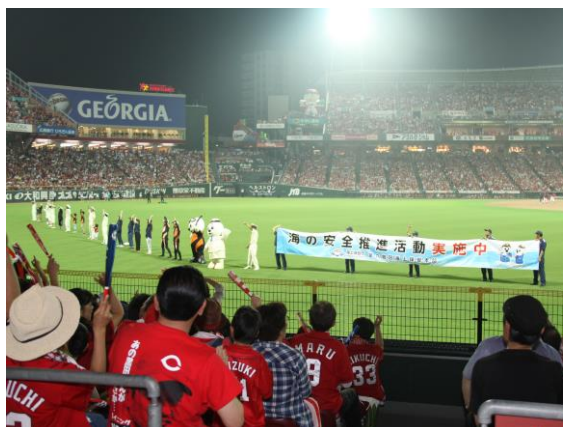
自己救命策確保3つの基本

なお、ライフジャケットの着用にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されたことも踏まえて、ライフジャケットの着用徹底を目指すとともに、併せて正しい装着方法と点検の必要性について周知を行います。

4 実施事項(写真は昨年度のもの)

(1) 広報活動

テレビ、ラジオ、新聞、地方自治体の広報誌等を通じた広報、官公署、駅構内、旅客船待合室等目に付きやすい場所へのポスター掲示、ホームページや海の安全情報、電光掲示板等を利用した周知等を行います。



スタジアムでの周知活動



旅客船待合室でのポスター掲示

(2) 各種行事

巡視船一般公開、体験航海、一日海上保安官等のイベントを実施します。



巡視船一般公開、体験航海



一日海上保安官

(3) 安全指導

関係機関との合同パトロール、訪船指導等を実施します。



合同パトロール



訪船指導

(4) 安全教育

小型船舶操縦士免許更新者等に対する海難防止講習会、一般市民を対象とした海上安全教室、官民合同の各種訓練等を実施します。



海難防止講習会



海上安全教室

※ 具体的な活動に関するご案内は、その都度関係保安部署からお知らせいたします。

海難防止強調運動瀬戸内海・宇和海地方推進連絡会議

○ 主催者

公益財団法人 海上保安協会広島地方本部
公益社団法人 瀬戸内海海上安全協会
公益社団法人 瀬戸内海小型船安全協会
第六管区海上保安本部

○ 協賛者

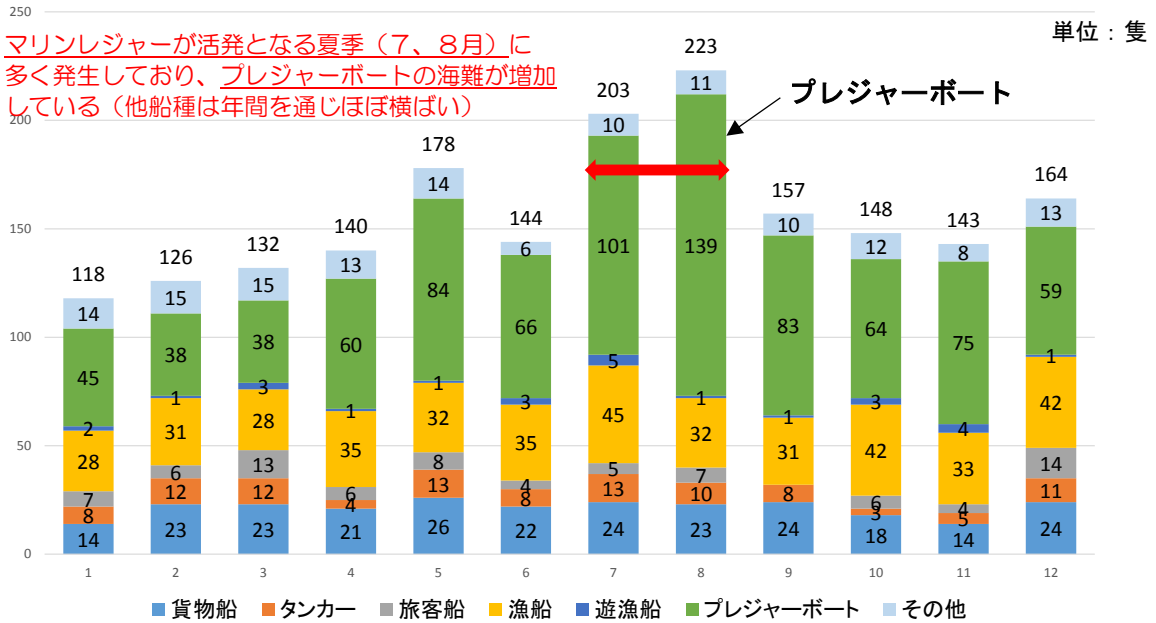
中国総合通信局
四国総合通信局
中国運輸局
四国運輸局
広島地方海難審判所
運輸安全委員会事務局広島事務所
中国地方海運組合連合会
全日本海員組合中・四国地方支部
内海水先区水先人会
船員災害防止協会中国支部
パーソナルウォータークラフト安全協会中国地方本部
パーソナルウォータークラフト安全協会四国地方本部
海難防止強調運動広島地区推進連絡会議
海難防止強調運動水島地区推進連絡会議
海難防止強調運動玉野地区推進連絡会議
海難防止強調運動尾道地区推進連絡会議
海難防止強調運動呉地区推進連絡会議
海難防止強調運動周防地区推進連絡会議
海難防止強調運動香川県地区推進連絡会議
海難防止強調運動松山地区推進連絡会議
海難防止強調運動今治地区推進連絡会議
海難防止強調運動宇和島地区推進連絡会議
海難防止強調運動岩国地区推進連絡会議
海難防止強調運動福山地区推進連絡会議
海難防止強調運動新居浜地区推進連絡会議

※ 各地区推進連絡会議

各地区に所在する海上保安部署、海上保安協会地方支部、関係行政機関（地方運輸局や地方整備局の事務所等）や海事関係者（各企業や各漁協等）等の機関により構成されています。

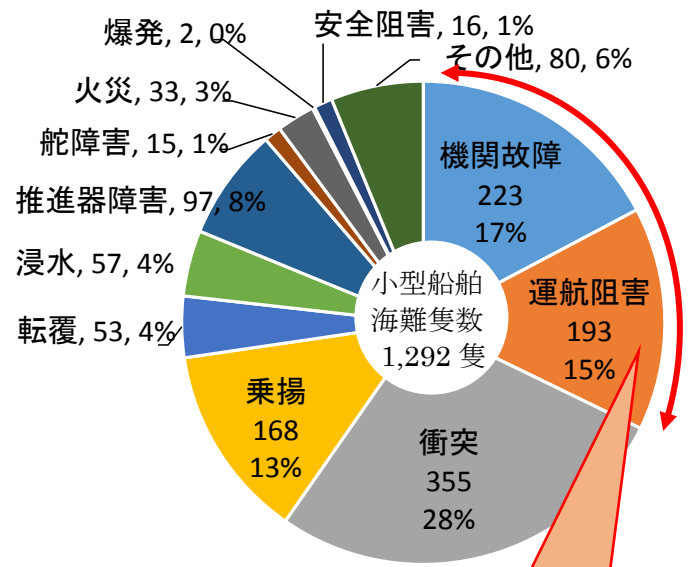
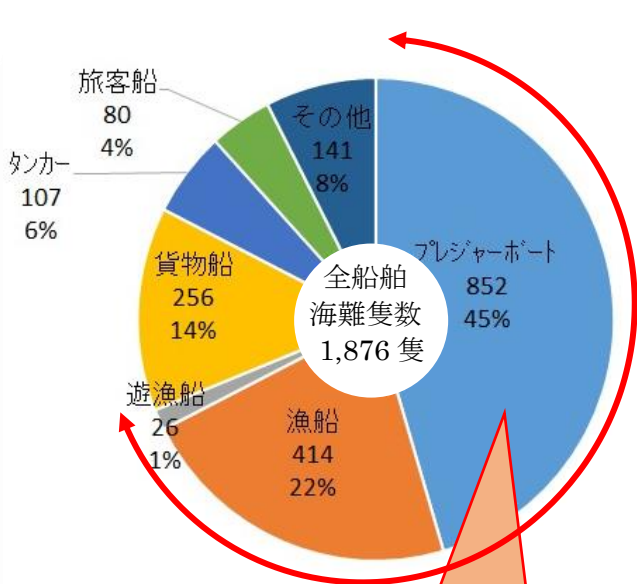
1 第六管区内過去5年（平成25年～29年）の海難発生状況

(1) 月別発生隻数



(2) 船の種類別発生隻数

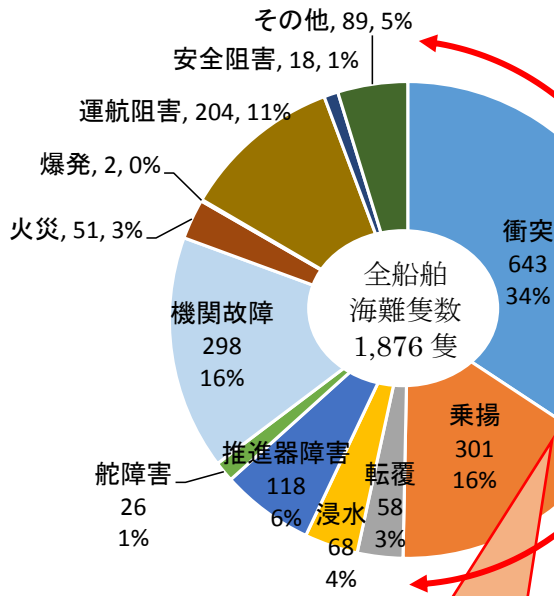
(2) - 2 (小型船舶) 海難種類別発生隻数



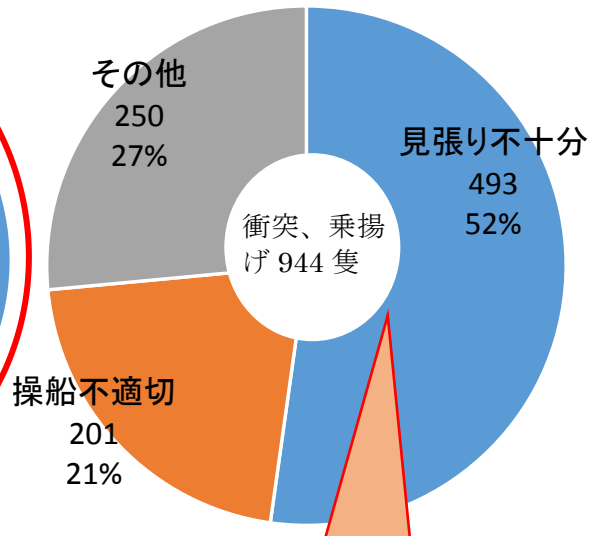
小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船）が全船舶海難隻数の約7割（1,292隻）

小型船舶事故隻数のうち3分の1は機関故障と運航阻害（416隻）

(3) (全船舶) 海難種類別発生隻数



(3) - 2 (衝突、乗揚げ) 原因別発生隻数



全船舶海難隻数のうち半数は
衝突、乗揚げ (944 隻)

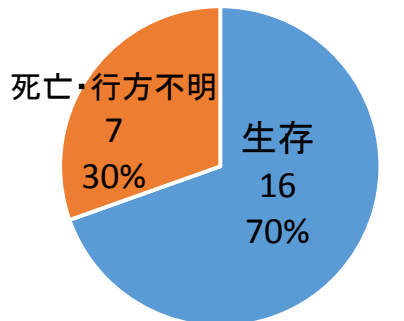
見張り不十分を原因とするもの
が半数以上 (493 隻)

2 第六管区内過去5年(平成25~29年)船舶からの海中転落者に占める救命胴衣(ライフジャケット)の着用状況

海中転落者 125 人

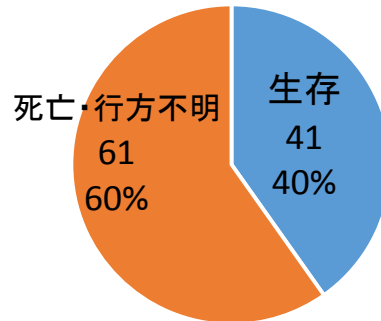
死亡・行方不明者 68 人

救命胴衣着用者



■ 生存 ■ 死亡・行方不明

救命胴衣非着用者



■ 生存 ■ 死亡・行方不明